



令和6年11月25日

行田市議会
議長 町田 光 様

健康福祉常任委員会
委員長 橋本 祐一

特定事件の先進市視察結果について（報告）

去る9月定例会市議会において、当委員会に付託された特定事件について、下記のとおり先進市視察を実施したので、その結果を報告いたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 令和6年11月5日（火）～7日（木） |
| 2 視 察 市 | 滋賀県草津市、広島県尾道市、広島県東広島市 |
| 3 視察内容 | 別紙のとおり |
| 4 参加者 | 委員長 橋本 祐一
副委員長 田中 和美
委員 野本 翔平
委員 斉藤 博美
委員 岩崎 彰
委員 養田 英雄
委員 村田 清治
随 行 進藤 翔太 |

草津市の概要

草津市は滋賀県の南部に位置し、南北約13.2キロメートル・東西約10.9キロメートルとやや南北に広がった地域からなります。東海道と中山道の分岐・合流の地であった草津は、天下を手中に収めようとした時の権力者たちにとっても、歴史上重要な場所でした。現在も滋賀県下で中心的な役割を果たす都市となっています。

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古からの人の営みの歴史があります。

古代官道が走るなど古くからの交通の要衝でもあり、江戸時代になると、東海道と中山道が分岐・合流する地として草津宿が発展しました。多くの大名や姫君が泊まった草津宿本陣は、往時の姿を現代に伝えて国指定の史跡となっています。

さらに、琵琶湖の湖上交通の要衝となっており、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上の船を掌握するなどの重要な役割を担い、発達した舟運に矢橋や山田、志那の湊などが活気を見せていたといえます。

このような古くからの陸上、湖上の交通の要衝としての歴史がある草津市には、多くの人やものが行き交い出会う中で育まれた街道文化が息づいています。

また、数々の由緒ある社寺や地域に根付いた伝統芸能をはじめ、様々な歴史文化遺産が受け継がれており、「芦浦観音寺」、「草津のサンヤレ踊り」については日本遺産に認定されています。

令和6年度一般会計当初予算 627億1,000万円

市制施行 昭和29年10月15日

人口 140,233人 (令和6年 8月31日現在)

面積 67.82平方キロメートル

議員定数 24人



◆ 「健幸都市くさつ」の取り組みについて



1 草津市の人口推移について

総人口は増加傾向にあり、人口の約1割は市内の立命館大学の学生となっている。高齢化率は年々増加傾向にあるものの、令和5年10月1日現在は22.4%であり、県平均及び全国平均のいずれよりの低い結果となっている。また、健康寿命は県トップとなっている。

2 「健幸都市くさつ」の歩み

(1) 健幸都市宣言

健康に着目したまちづくりをしたいという市長の思いから、平成28年8月28日に健幸都市キックオフシンポジウムを開催し、健幸都市宣言を行った。また、草津市が一丸となって健康都市づくりに向けた取組を進めるため、14の小学校区からなるまちづくり協議会や市内事業所等にも賛同をいただいている。 ※令和6年9月末現在の賛同事業所数：238事業所

(2) 「草津市健幸都市基本計画の策定」及び目標値の推移

健幸都市宣言後に平成29年度～令和4年度までを計画期間とする「草津市健幸都市基本計画」を策定し、様々な目標値を設定した上で、計画中の基本方針等に基づき、健幸都市を目指してきた。

目標値の内容	計画策定時の数値	計画最終年目標値	計画最終年実際の数値
草津市が「健幸なまち」だと思う市民の割合	38.0% (H28)	60.0% (R4)	49.7% (R4)
健康寿命の延伸	男：81.64歳 (H27) 女：84.13歳 (H27)	男：83.25歳 (R4) 女：84.55歳 (R4)	男：81.93歳 (R3) 女：85.74歳 (R3)
公共交通の利便性に満足している市民の割合	44.7% (H28)	47.0% (R4)	45.9% (R4)
草津市観光入込客数	219.0万人 (H27)	246.1万人 (R4)	272.9万人 (R4)
健幸都市宣言賛同企業・団体数	78か所 (H28)	200か所 (R4)	235か所 (R4)

(3) 「くさつ健幸ガイドブック～草津健幸都市づくり基本方針～」の策定

こうした中、令和4年度に次期計画の策定を検討する際の市民アンケートで、計画のページ数が多いことや内容が難しく理解しづらいとの指摘や、健幸都市づくりに関する様々な目標に関しては、市の最上位計画である総合振興計画に位置づけることが妥当であるとの判断から、令和5年度に、より市民の方が読みやすい内容かつ健幸都市に資する以下の2つの目標値のみを掲載した「くさつ健幸ガイドブック」を策定した。

目標値内容	現状値 (R2)	目標値 (R14)
健康寿命の延伸	男：82.58歳 女：85.92歳	男：83.66歳 女：86.60歳
「健幸に暮らしている」と思う市民の割合	なし	60.0%



(4) 令和5年度「健幸都市くさつ」ビジョンイメージ



(5) 令和6年度の健幸都市づくり関連事業

	事業名	主な内容	予算額
①	草津市立プール整備・運営事業	令和7年開催の「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の水泳会場として、草津市立プールの整備・運営を行う。	3,841,311千円
②	草津市子育て6つの楽だ	・第3子以降保育料無償化事業 ・子ども医療費助成事業 等	278,979千円
③	不登校児童生徒支援事業	・スクールソーシャルワーカーの配置 ・登校を支援する加配教員の配置 ・フリースクール利用助成事業 等	38,435千円
④	健幸都市づくり推進事業	・「働き世代の健幸」に関する共同研究 ・体験型イベントの企画実施 ・「健幸都市くさつ」の情報発信 等	16,175千円
⑤	立命館大学との共同実験	・健幸づくりのための運動プログラムの実施により、体力や健康の改善について測定評価を行う。	—

3 健幸都市づくりの課題

「健幸都市宣言」を行ったことによる効果は不明であるものの、毎年実施している市民意識調査の結果、草津市が「健幸都市づくり」に取り組んでいることの市民の認知度は上昇している。また、「市民の健康づくり」に満足している割合も増加している。

しかしながら、市の総合政策として部局横断的に「健幸都市づくり」に取り組んでいくことを目指しているものの、職員の間でその機運がなかなか高まってこないこと、働き世代等の健康に対して興味・関心が薄い方々に、情報発信を含めて効果的なアプローチができていないことが課題となっている。

【課題解決へのポイント】

- ◆ 総合計画や総合戦略上の位置づけや首長等により強力なリーダーシップの必要性
- ◆ 産学公民連携のための事業者等との「Win-Win」の関係構築

4 主な質疑

問. 行田市は特定検診及び特定保健指導の受診率が低いことが課題であるが、草津市はその点について何か対策をしているのか。

答. 特定保健指導の受診率は決して高くないことから、立命館大学との共同研究により、働き世代等の健康無関心層に関心を持ってもらえる事業展開を考えているところである。

問. くさつ健幸ステーションに市民の方が行く動機付けは。

答. 健康器具での測定などを継続的に実施してもらうため、タニタのアプリを導入し、アプリ内での測定内容の記録や付与されるポイントを電子マネーへ交換できる仕組みづくりなどを検討している。

問. 目標値として掲げている「健幸に暮らしている」と思う市民の割合について、現時点ですでに達成しているが、本目標値の算定基準及び達成した要因はなにか。また、目標数値の変更は予定しているのか。

答. 従前の健幸都市基本計画の目標値が達成できなかったことから、その数値をそのまま活用した。達成した要因については、従前から設問内容を少し変更したことがところであり、全国的に見ても、草津市の数値は平均的なものである。なお、現在策定している総合計画の中で、ウェルビーイングの指標を導入することを検討している。そうなれば、総合計画の指標を評価することで、健幸都市づくりの評価に繋がるものと考えている。

問. 幸福度を測る指標を計画に盛り込みたかったという思いがある中で、これまでの計画の目標値設定について何か感じていることはあるか。

答. 従前計画においては様々な分野の評価指標があり、健幸都市づくりを評価する上では懐疑的な部分を感じていた。本来であれば、細かい分野ごとの指標の積み上げの結果として、健康寿命等の効果が評価できる体系を組み立てたいところであるが、現状としては、細かい分野については、個別計画の中で指標を設定し運用している。このため、全体的な繋がりが見えづらいと感じている。そのため、総合計画等の全体的指標に紐づいた形で健幸都市づくりの指標が見えた方が整理しやすいと考えている。

尾道市の概要

自然の良港を持つ尾道は、平安時代の嘉応元年（1169年）、備後大田荘（後、高野山領）公認の船津倉敷地、荘園米の積み出し港となって以来、対明貿易船や北前船、内海航行船の寄港地として、中世・近世を通じて繁栄をとげました。港町・商都としての発展は各時代に豪商を生み、多くの神社仏閣の寄進造営が行われました。海を望む階段や坂道、路地越しに見える尾道水道、点在する寺院など、歴史を凝縮した景観に魅かれ、この地で「暗夜行路」の草稿を書いた志賀直哉、尾道の女学校に通った「放浪記」作者の林芙美子、この地をこよなく愛し描き続けた小林和作をはじめ、多くの文人墨客が足跡を刻みました。

また、近年では数々の映像作品の舞台となり映画のまちとしても有名です。明治31年（1898年）、県内では広島市に次いで2番目に市制を施行し、周辺市町村との合併（※）を経ながら市域を拡大して、緑豊かな北部丘陵地域から尾道水道周辺地域を経て独特の多島美を有する瀬戸内海地域に至る、多彩な資源を有するまちになりました。

歴史と文化に溢れる島々を結び、全長約70kmの海の道をサイクリングで満喫できるしまなみ海道をはじめとする新たな魅力と歴史・伝統に育まれた資源を活かし、他にはない魅力的な価値を持つまちづくりを推進しています。

瀬戸内のほぼ中央に位置し、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、平成27年（2015年）3月に全線開通した中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）により、広域拠点としての機能は高まり、まさに「瀬戸内の十字路」としての発展が大いに期待される都市です。

※平成17年（2005年）3月28日 御調郡御調町・向島町と合併

平成18年（2006年）1月10日 因島市・豊田郡瀬戸田町と合併

令和6年度一般会計当初予算 642億1,000万円

市制施行 明治31年 4月 1日

人口 126,871人（令和6年 8月31日現在）

面積 284.88平方キロメートル

議員定数 28人



◆ 「子ども第三の居場所」の取組について

1 尾道市の子どもの現状

平成28年度に子どもの生活実態調査を実施した結果、子どもの貧困率が13.7%と、当時の全国平均12.9%を上回る状況であった。中でも母子世帯の貧困率は69.9%であった。

また、調査結果から、貧困世帯においては、子どもが必要な食事や文具・教材などの購入ができないことや、非貧困世帯と比べて学習習熟度に差が生じていること、子どもや両親が相談できる相手が不足する「関係性の貧困」などの実態が明らかとなった。

2 子どもの第三の居場所事業

(1) 事業開始のきっかけ

実態調査の結果から、すべての子どもが将来へ希望をもって成長できる環境が必要と考えるようになり、日本財団が実施する「子ども第三の居場所事業」に出会い、貧困を抱えた子どもたちへの幅広い多様な支援を行っていく場を設けることになった。

(2) 日本財団が実施する「子ども第三の居場所」に係る助成事業

対象事業としては以下の3つの事業がある。

- ① 事業を実施するための建物・空間の建築、改築、増築と拠点に設置する家電・家具・什器の購入を行う「開設事業」
- ② 子どもを居場所に送迎するために使用する車両の購入費用を助成する「車両整備事業」
- ③ 居場所の運営に係る「運営事業」

対象事業	事業内容	補助率	上限額
開設事業	施設の新設・改修	100%以内	5,000万円
車両整備事業	子どもの送迎に必要な車両購入	同上	なし
運営事業	居場所の運営	同上	なし

※ なお、日本財団の助成期間は、すべて2年間となっており、3年目以降は自治体が主体となり運営を継続することが条件となっている。

(3) 尾道市内の子ども第三の居場所

平成29年から子ども第三の居場所づくりを開始し、これまで3か所の拠点整備を行っている。詳細は以下のとおり。

○子ども第三の居場所 各拠点比較表

名称	b & g 尾道	b & g 因島	子どもの学び舎 向島リーフ	
運営形態	常設ケアモデル	常設ケアモデル	学習・生活支援モデル	
運営団体	社会福祉協議会（委託）	社会福祉協議会（委託）	尾道市	
開設時期	H29.7	H31.2	R5.2	
助成団体	日本財団	日本財団	B&G財団	
助成期間	開設	H29.4～H29.6	H30.4～H31.1	R4.3～R5.1
	運営	H27.7～R3.3	H31.2～R4.3	R5.2～R8.1
運営費用	18,543千円（委託料）	22,343千円（委託料）	13,803千円(人件費・施設管理)	
対象学年	小学1年～3年 ※原則	小学1年～3年 ※原則	小学1年～中学3年	
対象校	3校	3校	6校	
定員	20名	20名	20名	
利用者	16名（R6年度）	15名（R6年度）	28名（R6年度）	
従業員数	3名	5名	3名	
利用条件	就学援助・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・生活保護等受給世帯	就学援助・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・生活保護等受給世帯	就学援助・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・生活保護等受給世帯	
開設日	月～金曜日	月～金曜日	火～木、土曜日	
開設時間	月～金曜日：放課後～19時 長期休業日：11時～19時	月～金曜日：放課後～19時 長期休業日：11時～19時	月～木曜日：放課後～19時 土曜日：13時～17時 長期休業日：11時～19時	
食事の提供	あり（1食100円）	あり（1食100円）	なし	
入浴施設	シャワーのみ	あり	なし	
利用料金	無料 ※障害保険料、行事参加費負担あり	無料 ※障害保険料、行事参加費負担あり	無料 ※障害保険料、行事参加費負担あり	

(4) 運営主体が市及び社会福祉協議会である理由

社会福祉協議会は尾道市の地域福祉の中心的存在であり、市との連携体制が構築されていること、また、子どものから高齢者まで多世代にわたる支援の実績が豊富であることから、運営主体となっている。また、市が運営している向島拠点については、B&G 財団の助成金の対象が自治体であったことから市が運営している。

(5) 子ども第三の居場所の課題

市としては、児童扶養手当受給世帯や要対協のケース家庭の他、小学校を訪問して児童と家庭の情報収集を行い、必ず年1回は支援対象すべての保護者に対して、利用を勧奨している。支援を求める声を出せないケースが多いことから、基本的にはアウトリーチにより対応している。

利用を促す一方で、利用者に対する偏見や差別を生まないよう、周知方法等を留意するとともに、真に支援を必要とする子どもを支援につなげるための行政と学校、関係機関・団体等の円滑な連携・協働が課題となっている。また、事業継続のための財源や運営事業者の継続的な確保も必要となっている。

3 その他、子どもの貧困対策関連施策

	事業名	主な内容
①	子どもの居場所づくり事業 設置・運営補助 (H29～)	補助額：設置費年 10 万円、運営費年 10 万円 6 か所開設し、月 1～2 回程度
②	子どもの学習支援事業 (H29～)	2 か所開設 (定員 75 名) し、週 1 回 (土曜日) 2 時間程度、小学 4 年～中学 3 年までが対象。
③	子どもの居場所づくりネットワーク事業 (R2～)	コーディネーター 3 名を配置し、子どもの居場所開設相談やフードドライブ、広報活動、研修会・会議の実施。
④	まちかどフードパントリー 尾道 (R6. 10～)	個人・地域企業等から寄付された食料品などを常温・冷蔵・冷凍の保管庫に陳列し、利用登録した人に配付。

4 主な質疑

問. 学童との連携はあるのか。

答. 学童と直接的に連携はしていないが、夏休み等の長期休業などで、朝は放課後児童クラブに行き、午後は第三の居場所へ移動するなど、両方並行して利用している場合もある。

問. 拠点までの送迎はどのようになっているか。

答. 現在はまだモデル事業であり、対象校が決まっている。そのため、学校から徒歩で拠点まで移動できる児童は徒歩で、徒歩で来れない児童は学校から拠点まで職員が送迎している。なお、帰りについては、必ず親御さんが迎えに来るようにしている。

問. 児童扶養手当受給世帯や要対協ケースの全対象世帯に子ども第三の居場所を案内しているのか。

答. 年 1 回世帯の状況を確認する現況届を提出することになっているため、その際の聞き取り時に説明している。また、社会福祉協議会に小学校の元校長先生をアドバイザーとして雇用するなど、各学校との連携をスムーズにすることで、対象となる児童生徒の把握に努めている。

問. 第三の居場所を利用する児童に対する偏見や差別が起こらないようにするために、市が行っている配慮はあるか。

答. 拠点を利用する方へのスティグマは最も注意する点の 1 つであると認識している。そのため、当初は「拠点の場所を公にしないこと」「保護者に対して貧困対策として行っている事業であると感じさせない配慮」「利用する子どもたちが、自身の家庭が貧困であるから利用していると感じさせない配慮」などを実施してきたが、日本財団の助成期間終了後に市の事業となった現在は拠点の場所を公表している。しかしながら、意外にも子どもたちは偏見等をあまり気にしている様子はなく、逆に拠点で学ぶことで今までできなかったことができるようになったことで自信がわき、自身のことをアピールすることもある。結論として、当然、配慮は必要だと思うが、配慮しすぎる必要はないと感じている。

東 広 島 市 の 概 要

東広島市は人口約 190,000 人、広島県のほぼ中心に位置し、面積は約 635 km²で、広島県の約 7.5%を占めています。

市の中心部と県内部主要都市とは、直線距離でおおむね 60 km以内の距離にあり、県内各方面からのアクセスが良好な立地条件にあります。また、高速道路網や JR 山陽新幹線、隣接する広島空港など広域交通網が充実しています。

周囲を低い山々に囲まれた標高 200~400m の盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれています。また、南東部は瀬戸内海に面しており、沿岸部に小規模な平坦地が広がり、大芝島等の島しょ部があります。標高が北に高く南に低い地形のため、冬季の気温、積雪量に差は見られますが、全体的に比較的温かな気候です。また、瀬戸内海に面する地域は、四季を通じて寒暖の差が少なく、当市の中でも温暖な気候となっています。

長い歴史と伝統、恵まれた自然環境を背景に「賀茂学園都市建設」および「広島中央テクノポリス建設」の 2 大プロジェクトを柱に、社会基盤や産業基盤の整備を進めてきました。

また、平成 17 (2005) 年 2 月、黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津の 5 町との合併を経て、内陸部の山々や瀬戸内海の多島美を望む海岸線まで市域が広がり、歴史・文化等の多くの地域資源が加わりました。

そして、令和 6 (2024) 年 4 月には、市制施行 50 周年を迎えました。この間、官民の学術研究機関の集積や企業の立地も進むなど、全国でもその成長が注目される都市となっています。

令和 6 年度一般会計当初予算 986 億 3,000 万円

市政施行 昭和 49 年 4 月 20 日

人 口 190,175 人 (令和 6 年 8 月 31 日時点)

面 積 635.15 平方キロメートル

議員定数 30 人



◆ 地域共生社会推進のための取組について

1 背景

令和元年度に策定した第3次地域福祉計画において、地域共生社会の実現を目標に掲げ、令和2年度には、市長をトップとした地域共生社会推進本部の設置及び福祉総合窓口「HOT けんステーション」を設置した。さらに、同年にコミュニティソーシャルワーカー（社会福祉協議会への委託）を配置し、地域共生社会推進のための体制が本格的にスタートした。

2 重層的支援体制整備事業

(1) これまでの取組一覧

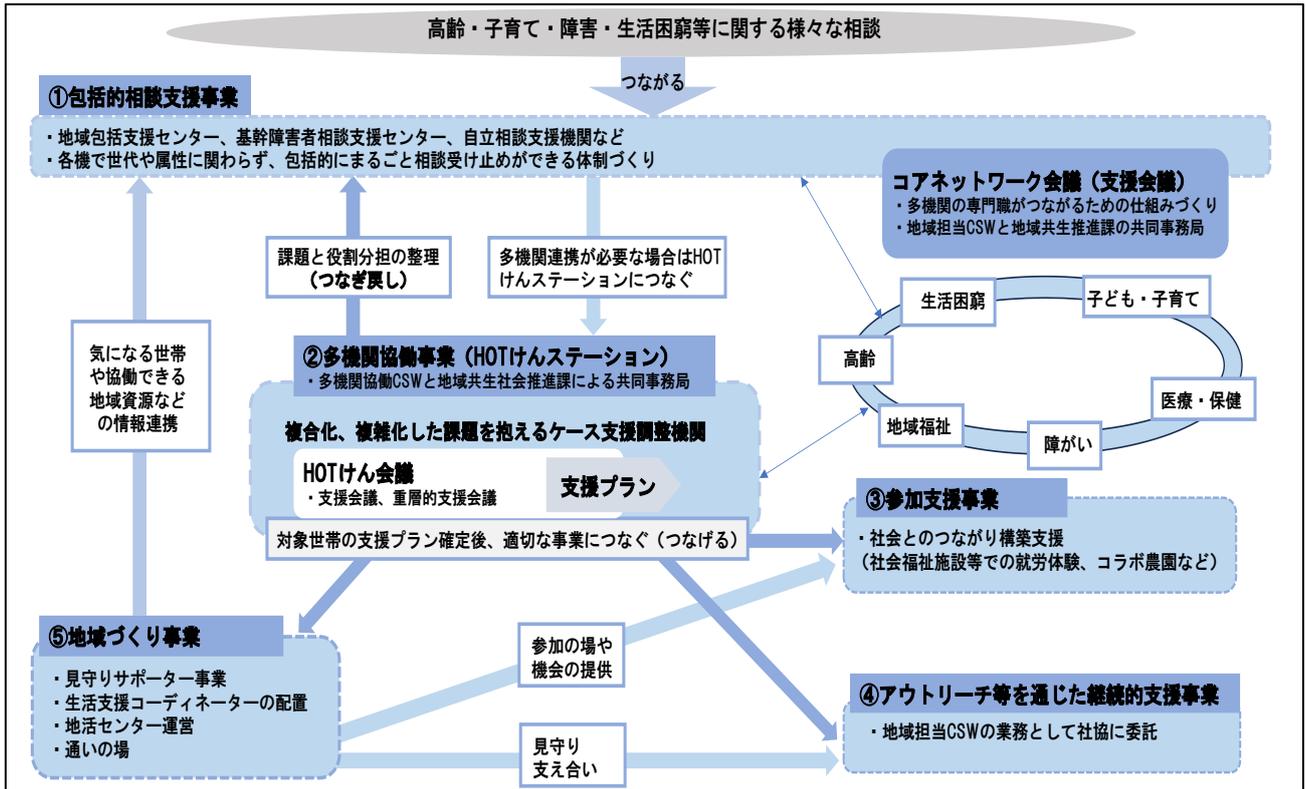
年度	内容
令和元年度	・東広島市第3次地域福祉計画の策定（R2.3）
令和2年度	・東広島市地域共生社会推進本部の設置 ・福祉の総合窓口「HOT けんステーション」の設置 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 ・東広島市地域社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（ぐるマル条例）の制定
令和3年度	・地域共生社会推進課の新設 ・ひきこもり支援ステーション事業開始
令和4年度	・重層的支援体制整備事業の実施 ・特設サイト「シアエール」の開設

(2) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

地域において、様々な生活上の課題を抱える個人や世帯に対する「個別支援」と地域住民が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって展開する専門職「CSW」を12名配置。

また、CSWは社会福祉協議会に委託（R5委託料：総額105,976千円）しており、社会福祉協議会職員は市役所内で勤務していることから、市職員との連携も取りやすい環境となっている。

(3) 重層的支援体制整備事業のイメージ



(4) 各事業内容の詳細

	事業名	事業内容
①	包括的相談支援事業	・日常生活圏域ごとに、各相談機関の職員が情報共有・事例検討を行う「コアネットワーク会議」を開催し、分野を超えた支援体制を構築。
②	多機関協働事業	・複合化・複雑化したケースへの支援調整機関「HOTけんステーション」を設置。 ・問題が複合化した世帯等への支援の方向性を検討する「HOTけん会議」の開催。
③	参加支援事業	・様々な事情により、社会との接点が希薄な方のため、個々人のペースに合わせた社会参加を支援。(不登校・ひきこもり経験者への支援等)
④	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援機関と関係性が構築できていない世帯等へのアウトリーチ支援。

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当 CSW が、地域で心配されている人などについて、関係機関で情報共有しながら、必要に応じて訪問等を行う。
⑤	地域づくり事業（生活支援体制整備事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当 CSW は、各地域の様々な活動の立ち上げ支援（こども食堂、住民同士の支え合い活動、居場所づくり等）を実施。 ・地域との連携による見守り体制を構築するため、民生委員と協力して行う「見守りサポーター」制度の導入。（企業版サポーターも導入）※登録者数約 1,200 人

（5）重層的支援体制整備事業（CSW）の課題について

1. CSW の業務負担の大きさ

人口が多い圏域では、地域資源は充実している一方で、住民の繋がりが希薄な状態、人口が少ない地域ではその逆の現象が起きている。各地域の特性に沿ってコミュニティソーシャルワークを実践していくことは容易ではなく、どの CSW にも負担がかかっている。また、一度関わった地域福祉活動に常に CSW が関与し続けると、業務は肥大化していくばかりであり、一定の段階で伴奏を緩やかにしていく見極めスキルが求められる。

2. CSW をサポートできる体制づくり

都市部では地域包括支援センターや障害、生活困窮の支援機関が集積しているおり、CSW がケースワーカー的な活動をすることは少ないが、周辺部においては、CSW が一次相談機関的ポジションになっている場合もある。住民の身近な相談先として信頼されていることは評価すべきことであるが、ケースワークについては、地域包括支援センターや支所、保健師との連携強化が重要となる。

3 主な質疑

問. CSW は 10 の地域それぞれに 1 名配置されているということか。

答. 1 地域に 1 名の配置ということで間違いない。そのため、人口的に均等に人数を配置できていないのが現状であり、周辺部の人口が少ない地域の担当と中心部の人口が多い地域の担当では個別に支援する内容が異なっている。担当する地域により CSW の仕事量に差が出ていることが課題となってきた。

問. 地域共生社会について、地域住民の意識向上のための工夫や課題はあるか。

答. 無関心の方に関心を持ってもらうことが一番の課題と認識している。そのため、地域共生社会の取組や概要について漫画にして発信するなど、地域共生社会が身近な存在であることを、地域の方々に少しずつ関心を持ってもらえるように、地道に取り組んでいる。

問. ヤングケアラーへの支援はどのようなものがあるのか。

答. 市内で活動しているスクールソーシャルワーカーの方に講義をしてもらったことや、昨年度には、ヤングケアラー家庭だと思われる世帯にヘルパーを派遣し、その実績に応じて謝金を支払う「ヤングケアラーのサポート事業」を開始した。なお、ヤングケアラー家庭は、それだけが課題ではなく、生活困窮を含めた様々な問題が重なっているケースがほとんどであることから、今年度からは、子育て部局に担当を移管したところである。

問. 増え続ける外国人に対して支援する計画はあるのか。

答. 多文化共生社会の取組については、市民生活課が担当であり、国際化推進プランの中で取組を実施しており、地域共生社会推進課の重層的支援体制整備事業の中では制度化を行っていない。しかしながら、多文化共生と地域共生の取組は重なる部分が多いと認識しているので、今後連携して取り組んでいきたいと思っている。